

報告 4月30日 高浜原発再稼働反対と避難計画の問題で大阪府へ申し入れ

原発事故時には「大阪府までは影響がないだろう」に非難集中



「大阪府にも影響が及ぶという姿勢で防災計画等に取り組む」 原子力災害対策指針の問題点について「回答を改めて出す」

4月30日、高浜原発3・4号の再稼働と避難計画の問題に関し、大阪府へ申し入れを行いました。4月14日の福井地方裁判所の高浜3・4号運転差し止め仮処分命令を受け、大阪府として再稼働に反対を表明するように求めました。仮処分申立人の水戸さん、高橋さんをはじめ、大阪、兵庫から14名が参加しました。大阪府は、環境農林水産部エネルギー政策課から湯佐宗文・企画推進グループ長と生田氏の2名、危機管理室（防災担当）から渡部善文・防災企画課長補佐ら2名の計4名が対応しました。生田氏以外の3名は、これまでの申し入れ時の対応者とは替わりました。湯佐グループ長と渡部課長補佐は共にこの4月からの着任でした。大阪府庁新別館北館にて17時より約2時間15分、高浜原発3・4号の再稼働反対と避難計画に関する質問・要望書¹を提出し、それに沿ってやり取りを行いました。



大阪府の姿勢は、前回1月29日の申し入れの時よりも驚くほど大きく後退しており、非常にひどいものでした。原子力災害対策指針改定版に関し、原発事故が起こっても「大阪府にまでは大きな影響は無い」と信じがたい回答をし、私たちがさまざまな問題点を指摘してようやく「撤回する」という始末でした。福島原発事故の実態と被害を、軽視しています。

仮処分決定については「大阪府は意見する立場に無い」

私たちは、高浜3・4号運転差し止め仮処分決定を受け、司法判断を尊重し、府として再稼働に反対を表明することを求めました。大阪府は「司法の決定であることから、府は意見すべき立場には無い」と答えました。また、決定が原子力規制委員会の規制基準を「新規制基準は緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない。新規制基準は合理性を欠くものである」と根本から否定していることから、府や関西広域連合として新規制基準等について検証する第三者の専門家による委員会の設置をすることを求めました。府は「再稼働、規制基準など原発に関わる事項は国の責任において判断すべきで、府としては設置を考えていない。関西広域連合が設置するかは聞いていない」と回答。

これに対し、申立人の水戸さんがまず、決定文は読みましたか、部署で討議はしましたかと尋ねると、湯佐氏は「要旨は読みましたが、それぞれで読んだだけで討議はしていません」と。水戸さんは、仮処分は普通の裁判と異なり、緊急性があるということで決定が出ること、裁判長が仮処分の審尋で基準地震動、免震重要棟等について具体的な質問をする中で、関電の対策のずさんさが浮き彫りとなったこと等を紹介し、「決定文を読めば、府として独自に動かなければならな

¹ 高浜原発3・4号の再稼働反対と避難計画に関する大阪府への質問・要望書
http://www.ica.apc.org/mihama/takahama/osakapref_q_yobo20150430.pdf

いとこの思いになるでしょう」と訴えました。

その上で、課として検討したらどうかと聞きましたが、「司法として最終判断が出ていないし、川内原発では異なる判断が出ている」などと今回の決定を軽視するようなことを言って検討する姿勢を示しませんでした。

これに対し、私たちは「今回の決定では今まで考えられている以上に非常に大きな危険があることが指摘されました。これを無視して事故が起きた時、誰が責任を取るのかということになります。関西広域連合の申し入れ書ではリスクに立ち入り、それらが解決されなければ再稼動を容認できる環境にはないとしています。大阪府や広域連合はそのような姿勢をとるではないのですか」「三権分立は三権がお互いの判断を尊重するということ」「大間原発に対しては自治体が裁判の原告になっています」「決定では新規制基準が緩やかに過ぎると指摘しています。国任せではなく、大阪府や広域連合として検討してほしい。立地県では委員会が設置されています。以前エネルギー戦略会議をやっていた実績があるのだからやれるのではないですか」「行政マンとして、トップの判断の前にちゃんと材料をそろえておくべき」等々、さまざまな観点から、決定を重視すべきであり、府として検討すること、独自の委員会を設置することを訴えました。

しかし、大阪府は「広域連合として、3月に新基準について規制庁から説明を受けた上で、4月に再稼働判断の責任体制等について申し入れ書を出しており、全てが国任せではありません。不十分と言われるかもしれませんが・・・」「エネルギー政策については戦略会議を行っていましたが、原発の新規制基準や安全性を検討する委員会の設置は自治体としては難しい」と述べるにとどまりました。司法によって仮処分命令が出されたことを重く受け止め、自治体として決定の内容を検討していこうという姿勢は全くありませんでした。

原発事故では「大阪府にまでは大きな影響は無い」「府は国の指針に従う」

原子力災害対策指針改定版についての回答は「大阪にまで大きな影響のあるという形の指針にはなっていない。府は指針に従う」とし、国の見解を述べるだけでした。

PPAの概念自体を削除したことについては「指針が屋内退避とOIL2超過時の一時移転となっているので、それに従っていきます」と回答。

30km圏外では安定ヨウ素剤の準備は不要とされたことは「大阪府は30kmよりもだいぶ離れているので、指針に従うことが第一です」と。

30km圏外には妊婦・乳幼児・子どもたちにも特別な防護措置が無いことについては「指針通り屋内退避すればよい。OIL2を超えても7日以内に対応すればよい」と答えました。

OIL2の判断基準の問題（基準値 $20\mu\text{Sv/h}$ を超えても、1日後に再度超えなければ避難の判断はしない）についても、国の見解を述べ、「指針に従うべき」と。

SPEEDI等予測的手法を使わないことについては「予測値は実測値と乖離していることが多いため、実測値を使うという指針に従います」としました。予測的手法を使わない場合、被ばくをしながらの避難となり、安定ヨウ素剤の入手・服用の準備もできないのではないかという質問には、「屋内退避をするので、ヨウ素剤の準備は必要ないとする指針に従う」と回答。

府内にモニタリングポストは何台あるか聞くと、原子力事業所（熊取町、東大阪市）周辺を除いて6台（茨木市、寝屋川市、大阪市、東大阪市、富田林市、泉佐野市）しかないということでした。それ以外に可搬型が2台あり、事故の際、他の地域は、府の職員がそれで測って回ると。まともにモニタリングできる体制は無いことが分かりました。

関西広域連合の4月23日付申し入れ書では、指針改定版は「実測値のみによる防護措置の実施、UPZ圏外における防護措置のあり方等について懸念の残る内容となった」とし、「これまで

関西広域連合が主張してきた点について明確な根拠をもって説明されたい」としています。大阪府の回答はこの申し入れ書に明らかに反しているため、大阪府は申し入れ書を支持しているのが確認したところ、これには「支持している」と答えました。

「大阪府にも影響が及ぶという姿勢で防災計画等取り組む」
指針改定版の問題点について「改めて回答する」



あまりにもひどい回答を受け、私たちは改定版のさまざまな問題点を指摘しました。

O I L 2 の判断基準について、1日待つということになるがどうするのかと問うと「バスが何かで避難します・・・具体的な所までは検討できていません」と。放射性物質が降り積もってからの避難では住民の安全は守れません。1日後に測ってからの対応でよいとの回答の撤回を求めました。さらに、申し入れ書では改定版に対し、実測値のみに基づく防護措置は「懸念の残る内容」と批判していることを指摘すると、ようやく意味が飲みこめたのか、「1日後に測ってからの避難には懸念が残る」と述べました。

安定ヨウ素剤については、これまでの申し入れでは、ずっと大阪府として備蓄の検討をすると答えてきており、備蓄不要との回答は一度もありませんでした。「滋賀県の放射能拡散シミュレーションの結果を受け大阪府も被ばくするというのがベースにあり、大阪府はこれを踏まえ、安定ヨウ素剤を検討しなければならないという考えだった」と指摘すると「そういうことだったんですね」とようやく分かったようでした。服用は放射能が到達した後では遅いことなどを説明すると「予測的手法を使わないのはつらいものがありますね。だから懸念が残る内容ということなのです」と。安定ヨウ素剤の備蓄等について検討してもらえると改めて問うと「検討します」と答えました。

関西広域連合の昨年12月25日の国への申し入れ書では、P P A の防護措置に関する結果を取りまとめて指針に反映させるように要求していました。改定版は、この要求事項に反するのではと問いましたが、答えられず、検討して回答することになりました。

妊婦・乳幼児・子どもたちの特別な防護措置が無いことについても、S P E E D I を使わないことについても、検討して改めて回答することになりました。

さらに、「大阪府までは影響は出ないだろうというのは撤回すべき。影響はないだろうと甘い見通しで何もせず、実際に府民が被ばくしたら責任問題です」とただすと、「影響は無いだろうというのは言い過ぎでした。撤回します」と答えました。

このように、原子力災害対策指針改定版に関する質問事項については、全て改めて5月の連休明けに文書回答を出すということになりました。

関西広域連合は、原子力災害対策指針改定に関し国に説明を求めています。私たちは、広域連合に対し説明させるだけでなく、住民への説明会も開催するよう求めましたが、「広域連合が説明を受けてからになります」との姿勢でした。

「最終避難所は事前に決まっていなくても大丈夫」 「各市町村に事情を聞く」

大阪府内の最終避難所（滋賀県民の避難先）が未確定である問題については「東日本大震災の時は事前に決まっていなくても受け入れられました。府内には大きな施設があるから、事前に決

まっていなくても1万人は受け入れられます」と事前に決めなくてもよいという態度でした。「鶴見緑地などで野宿させるようなことはならないと思います」等と事故時の混乱など具体的に考えもせず、大丈夫との発言を繰り返しました。

最終避難所が未確定である理由は「状況が動くかもしれない(事故や災害の状況によっては施設を変更しなければならない)から、各市町村は決められないのではないか。大阪府にも災害が起きていれば、府民の避難所も必要だから、事前に決めていても使えないかもしれません」等と回答。この事情は兵庫も同じですが、受け入れ人数のはるかに多い兵庫は、最終避難所として約600ヶ所を決めています。京都府京丹波町は避難先の兵庫県芦屋市に行つて避難所を全て見学し、生活していけるかまで確認していること等、住民の安全を守る避難受け入れをしようと思えばそこまできっちり検証する必要があります。兵庫からの参加者は、これらを指摘し、なぜ大阪府だけは決まらないか問いました。大阪府は「これ以上はできません」と答えるだけでした。さらに、各市町村に話を聞くこともせず、各市町村で最終避難所が未確定である事情すら把握していませんでした。事情を把握すべきではないかと問うと、「各市町村に聞きます」ということになりました。

4者(滋賀県・高島市・大阪府・大阪市等の避難先市町)協議については、「高島市や滋賀県から開催の要望は来ていません」と待ちの姿勢。私たちが、向こうからの連絡を待つのではなく、大阪府から滋賀県・高島市に連絡を取るよう求めると、「連絡を取るようになります」。

大阪府の対応はあまりにもひどいものでしたが、災害対策指針改定版について、さまざまな問題点を指摘することで、「大阪府までは影響が無いだろう」との回答は撤回し、「大阪府にも影響が及ぶという姿勢で防災計画等に取り組む」ということになりました。改定版に関する質問項目については、改めて回答し直すことになりました。

大阪府内の最終避難所が未確定である問題については、各市町村の事情を把握する、4者協議に関し、府から滋賀県等に連絡を取ることになりました。

後退させないように、今後も厳しく監視してきましょう。

2015年5月7日

避難計画を案ずる関西連絡会 参加者一同